

(5) 寄附行為（変更）認可後の財政状況、施設等整備状況調査（アフターケア）

①調査の趣旨

- ・ 認可時の留意事項が確実に履行されているかを確認し、併せて学校法人の経営の実態及び施設・設備等の整備の進捗状況を把握。
- ・ 学校法人の健全な経営の確保のための指導・助言。

②調査対象法人

原則として、設置後完成年次に達するまでの間の学校法人。

③調査方法

- ・ 書類調査、実地調査のいずれかの方法で原則として毎年度1回実施。
- ・ 実地調査は、法人新設、大学・短期大学新設等の場合に、設置学部等が完成年次に達する年度に実施。（必要がある場合はその都度実施。）

④調査内容

留意事項の履行状況、施設・設備の整備状況、役員の就任状況、事務組織の整備状況、入学者の状況、資産及び収支の状況 など

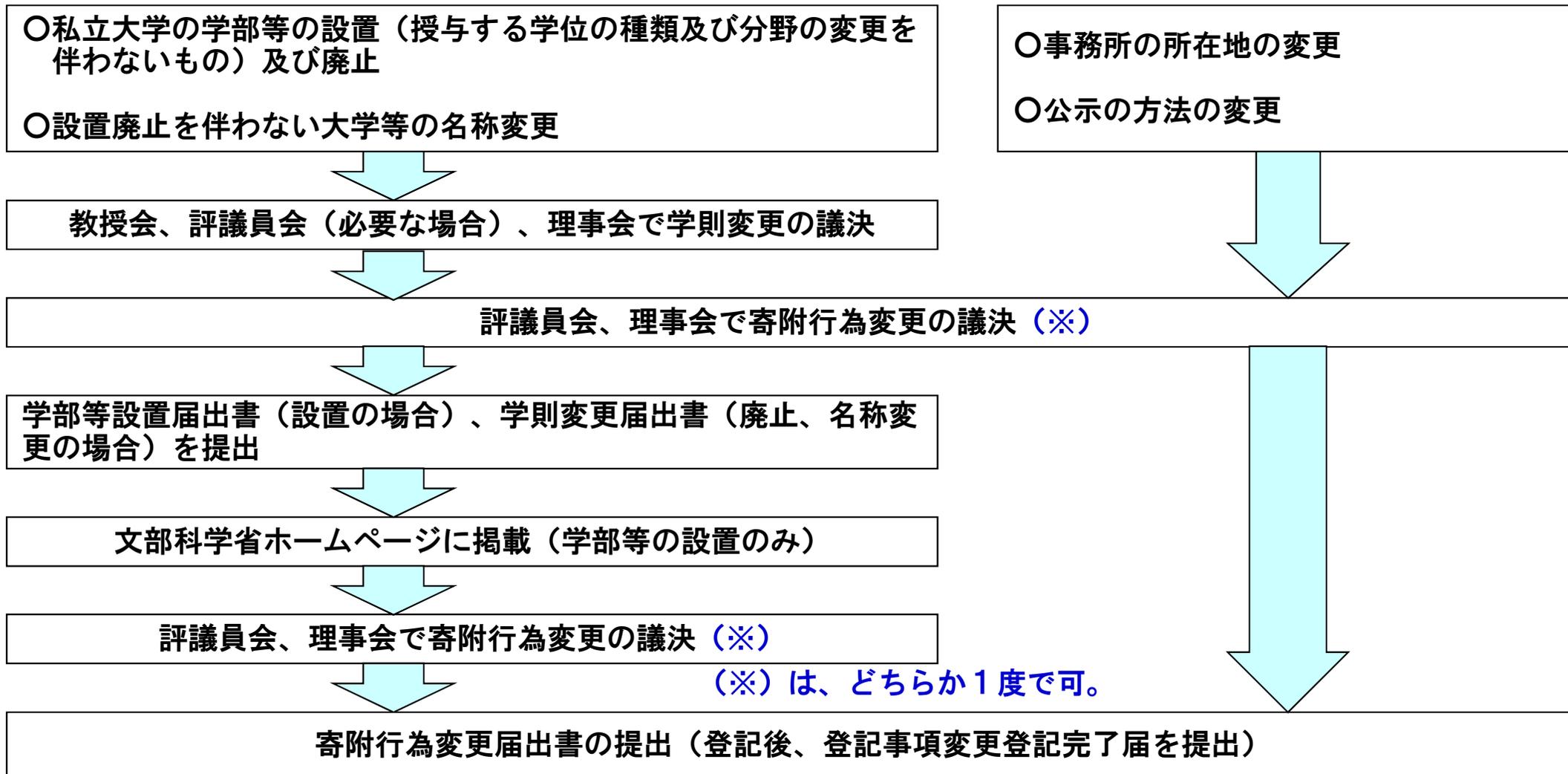
⑤調査結果の報告等

調査の結果、学校法人に対し指導、助言すべき事項（留意事項）がある場合は、学校法人分科会の議を経て、留意事項を学校法人に通知し、調査結果を公表。



(6) 寄附行為変更の届出手続き等

私立大学の学部等の届出設置（授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの）等に係る寄附行為変更の届出については、以下の流れを参照いただきたい。

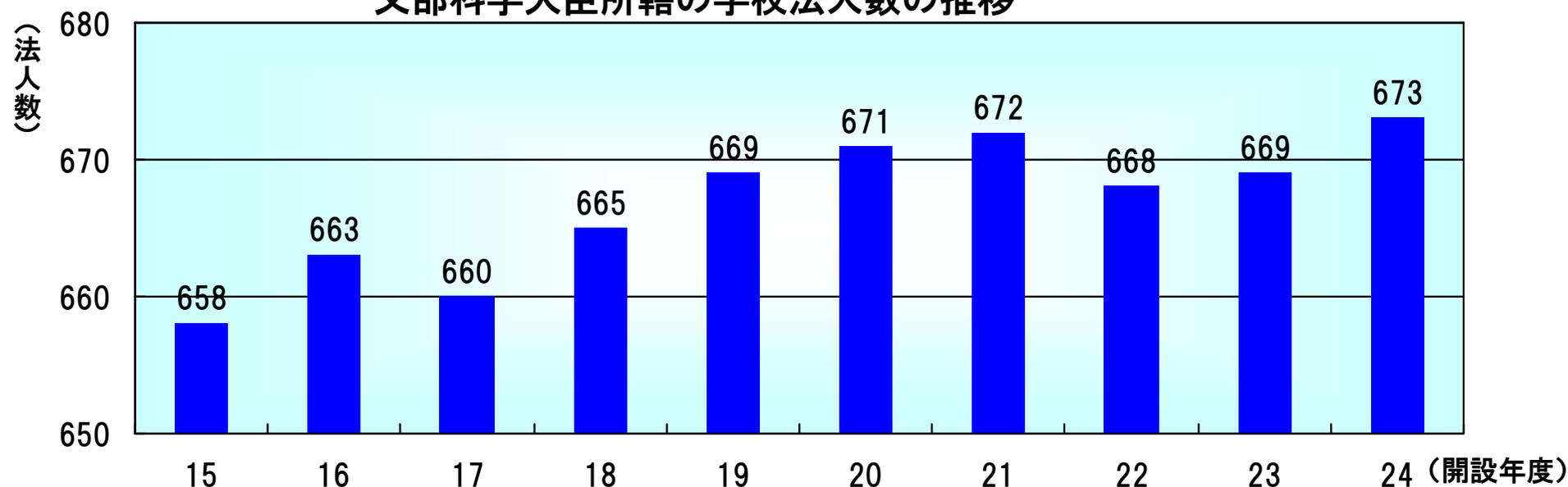


文部科学大臣所轄の学校法人数等の推移

文部科学大臣所轄学校法人の設立等認可件数等の推移

年 度		15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
法人数		658	663	660	665	669	671	672	668	669	673
増 加	新設法人による増	2	3	1	3	0	3	1	1	0	3
	知事所轄からの移行による増	0	5	1	4	6	2	7	0	5	5
減 少	知事所轄への移行による減	△ 1	△ 2	△ 2	△ 2	△ 1	△ 2	△ 3	△ 2	△ 3	△ 3
	合併による減	0	△ 1	0	0	0	△ 1	△ 3	0	△ 1	0
	解散による減	0	0	△ 3	0	△ 1	0	△ 1	△ 3	0	△ 1
増減法人数合計		1	5	△ 3	5	4	2	1	△ 4	1	4

文部科学大臣所轄の学校法人数の推移



大学等の設置に係る寄附行為（変更）の申請、認可件数の推移

